

彦根市子ども・若者プラン

（中間年の見直し）

案

平成 29 年度

（平成 30 年 3 月発行）

彦根市

目 次

1 中間年の見直しにあたって.....	1
(1)中間年の見直しの背景.....	1
(2)見直しの内容.....	2
(3)見直しの考え方.....	2
2 第2章 彦根市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く状況(現行の彦根市子ども・若者 プランから変更となる部分のみ記載).....	3
(1)「1.人口と世帯数 (7)児童数の推移(将来推計人口)」.....	3
3 第5章 教育・保育環境の整備(現行の彦根市子ども・若者プランから変更となる部分 のみ記載).....	5
(1)「2.教育・保育の事業量の見込みおよび提供体制の確保など (3) 教育・保育の提供 体制の確保内容およびその実施時期」.....	5
(2)「3.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび提供体制の確保など (1)地域 子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容およびその実施時期」.....	9
(3)「4.「教育・保育環境の整備」に関する数値目標」.....	17
4 第6章 指標(現行の彦根市子ども・若者プランから変更となる部分のみ記載).....	18
(1)「5 教育・保育環境の整備(再掲)」 (計画書 P94).....	18
参考資料.....	20

1 中間年の見直しにあたって

(1) 中間年の見直しの背景

本市では、次の時代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を応援するため、乳幼児期からの保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、青少年の健全育成を図るなど、子ども・若者の支援を一体的に支援するため、「子ども・子育て関連3法」「子ども・若者育成支援推進法」などの趣旨を踏まえ『彦根市子ども・若者プラン』を平成27年3月に策定し、「子ども・若者の元気を応援するまち ひこね」を基本理念に掲げて、子育て支援、子ども・若者支援に係る各施策・取組を進めているところです。

また、『彦根市子ども・若者プラン』は、「子ども・子育て支援法(第61条)」および「子ども・若者育成支援推進法(第9条)」に基づく法定計画として作成しており、本市における保育・教育および地域子ども・子育て支援事業、子ども・若者育成支援事業の充実のほか、母子保健事業、ひとり親への支援施策の展開など、子ども・若者を取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画です。

当プランにおける、子ども・子育て支援事業計画においては、平成27年度から平成31年度まで(5年間)の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」(利用ニーズ)と「確保方策」(提供体制と実施時期)を定めています。その計画策定に当たっては、人口推計や保護者に対するニーズ調査の結果を基に「量の見込み」を算出しましたが、策定から2年が経過し、推計人口の減少や見込み値と実績値の間に差が生じています。

当該計画の円滑な実施にあたっては、国が定める基本的な指針において、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこととされており、本市計画においては、「彦根市子ども・若者会議」において、「PDCA サイクルに基づき」計画の進行管理および評価を行うこととし、その結果によっては、計画の見直しを行っていくこととしています。

このたび、計画期間の中間年を迎えたことから、これまでの取組における実績などを踏まえながら、計画の進捗状況等を確認するとともに、平成29年1月に国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方(作業の手引き)」に沿いながら、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みや確保方策についての見直しを行い、修正部分について「～中間年の見直し～」として取りまとめました。

(2)見直しの内容

今回の見直しでは、まず当初の事業計画の見込み量算定に使用した平成 30 年度・31 年度の児童人口(0 歳～11 歳)の推計値について、直近(25 年度～29 年度)実績を踏まえて見直しを行いました。

それとともに、当初の事業計画に記載している教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の各事業のうち、その需要量や供給量が直近の需要量や供給量とかい離している事業については、必要に応じて児童人口(0 歳～11 歳)の見直し結果や実績値を踏まえ、需要量と供給量を再計算しました。

(3)見直しの考え方

中間年における教育・保育の量の見直しにおいては、平成 29 年1月 27 日付内閣府子ども・子育て本部参事官通知により、平成 28 年 4 月時点における 1 号から 3 号の支給認定区分ごとに、児童数に占める支給認定こどもの割合の数値をもって代替することを基本としつつ、地域の実情等を踏まえた適切な補正を行うこととされています。

本市の見直しにつきましては、当計画が 5 年間のものであり、見込み量は計画策定時のアンケート調査をもとにニーズ量を算出していることから大幅な見直しは行いません。推計児童数を変更することから生じる見込み量の修正、および、すでに整備した値が上回っている場合の見直し、確保策等の語句の修正等を中心に実施するものとします。

2 第2章 彦根市子ども・若者・子育て家庭を取り巻く状況

(現行の彦根市子ども・若者プランから変更となる部分のみ記載)

(1)「1.人口と世帯数 (7)児童数の推移(将来推計人口)」(計画書 P14)

●児童数の推移(将来推計人口)

現行計画(プラン)

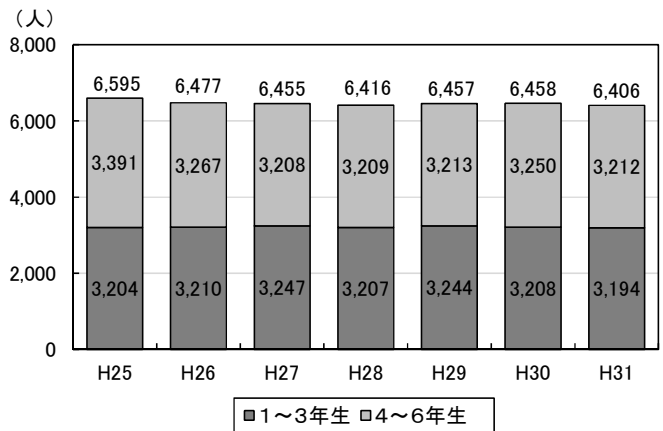
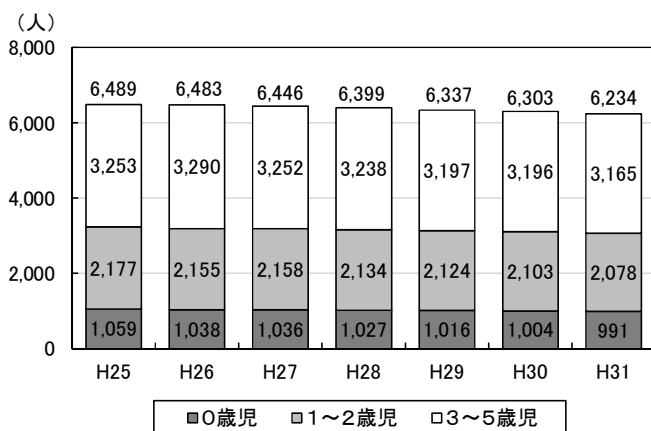
本市の将来推計に基づく児童数の推移については、減少することが予測され、特に就学前児童においてその傾向がみられます。小学生についてはほぼ横ばいで推移していますが、今後、就学前児童数の減少を受け、小学生においても減少になることが予測されます。

■年齢別児童数の推移

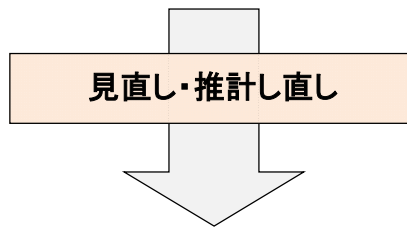
単位：人

就学前児童	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児	1,059	1,038	1,036	1,027	1,016	1,004	991
1～2歳児	2,177	2,155	2,158	2,134	2,124	2,103	2,078
3～5歳児	3,253	3,290	3,252	3,238	3,197	3,196	3,165
合計	6,489	6,483	6,446	6,399	6,337	6,303	6,234
前年差	△69	△6	△37	△47	△62	△34	△69
H26との差	—	—	△37	△84	△146	△180	△249

小学生	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1～3年生	3,204	3,210	3,247	3,207	3,244	3,208	3,194
4～6年生	3,391	3,267	3,208	3,209	3,213	3,250	3,212
合計	6,595	6,477	6,455	6,416	6,457	6,458	6,406
前年差	△2	△118	△22	△39	41	1	△52
H26との差	—	—	△22	△61	△20	△19	△71



資料：彦根市将来人口推計の方法は、男女別・各歳別の人口変化率の実績値に基づいて推計を行うコーホート変化率法を使用。人口実績のデータは、住民基本台帳人口および外国人登録者数(H20、H25の各年10月1日現在)。



見直し後(プラン)

■年齢別児童数の推移

単位：人

就学前児童	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児	1,059	1,038	999	971	1,017	1,004	991
1～2歳児	2,177	2,155	2,149	2,036	2,006	1,998	2,021
3～5歳児	3,253	3,290	3,217	3,270	3,143	3,137	3,021
合計	6,489	6,483	6,365	6,277	6,166	6,139	6,033
前年差	△69	△6	△118	△88	△111	△27	△106
H26との差	—	—	△118	△206	△317	△344	△450
※当初推計値との差	—	—	△81	△122	△171	△164	△201

小学生	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1～3年生	3,204	3,210	3,261	3,220	3,249	3,179	3,224
4～6年生	3,391	3,267	3,248	3,200	3,197	3,233	3,184
合計	6,595	6,477	6,509	6,420	6,446	6,412	6,408
前年差	△2	△118	32	△89	26	△34	△4
H26との差	—	—	32	△57	△31	△65	△69
※当初推計値との差	—	—	54	4	△11	△46	2

[見直し(推計し直し)の考え方]

平成 27 年 3 月の本計画策定時に、児童数の推移を将来推計人口として算出しています。この数値と平成 27 年度・28 年度・29 年度の 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口とを比較したところ、就学前児童数では当初推計値と概ね 100 人を超える開きが、また、小学生児童数につきましても、年度によっては 50 人程度の開きが生じています。

このことを踏まえ、平成 27 年度から 29 年度の住民基本台帳人口をもとに、平成 30 年度・31 年度を再度推計することとしました。

3 第5章 教育・保育環境の整備

(現行の彦根市子ども・若者プランから変更となる部分のみ記載)

(1)「2.教育・保育の事業量の見込みおよび提供体制の確保など (3) 教育・保育の提供体制の確保内容およびその実施時期」(計画書 P82)

●教育・保育の提供体制の確保内容およびその実施時期

[見直し(推計し直し)の考え方]

1号から3号までの各認定の推測されるニーズ量を、平成28年度の申込者数の実績を基に算出したもの(A)と、子ども若者プラン策定時のアンケート結果によるもの(B)とを比較し、高い数値をニーズ量(見込み量)としました。

公立幼稚園の老朽化に伴う整備更新に併せて、認定こども園に移行するほか、民間事業者による保育所等の整備により、その見込量を確保します。

[参考]

平成28年度実績との比較	平成28年度実績			アンケート結果での割合(B)	A・B比較して高い数値
	人口	申込件数	割合(A)		
1号認定	3,270	1,048	32.0%	33.9%	33.9%
2号認定		1,839	56.2%	62.9%	62.9%
3号認定(0歳)	971	104	10.7%	16.1%	16.1%
3号認定(1・2歳)	2,036	797	39.1%	36.5%	39.1%

(計画書 P82)

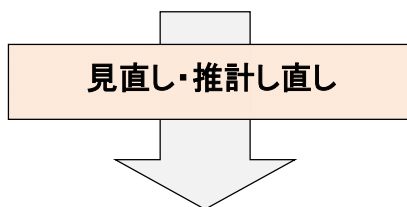
現行計画 (プラン)

【1号認定：3-5歳 (教育のみ)】

事業内容	幼稚園・認定こども園	提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	公立幼稚園の老朽化に伴う整備更新や、待機児童対策としての増築に併せて、認定こども園に移行する。また、一時預かりを充実し、2号認定のニーズにも応える体制を確保する。		

単位(人)

彦根市全域	実績 平成 26 年	実施時期					
		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
①量の見込(必要利用定員総数)	1,376	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103	
① 保 の 方策	特定教育・保育施設		1,380	1,380	1,340	1,230	1,080
	(確認を受けない幼稚園)		475	475	475	475	475
②-①		752	752	712	602	452	



見直し後(プラン)

【1号認定：3-5歳 (教育のみ)】

単位(人)

事業内容	幼稚園・認定こども園	提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	幼稚園、認定こども園で1号認定のニーズに応える体制を確保する。		

彦根市全域	実績 平成 26 年	実績		見込み 平成 29 年	見込み	
		平成 27 年	平成 28 年		平成 30 年	平成 31 年
①量の見込(必要利用定員総数)	1,376	944	1,048	995	1,063	1,063
②確保の 方策	特定教育・保育施設		1,375	1,430	1,380	1,380
	(確認を受けない幼稚園)		475	315	315	315
②-①		906	697	700	632	632

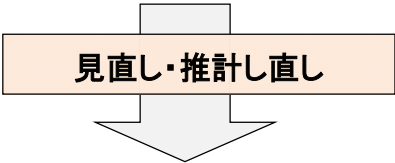
【2号認定：3-5歳（保育の必要性あり・教育希望が強い）】

事業内容	保育所、認定こども園	提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	公立幼稚園の認定こども園への移行と、公立幼稚園での一時預かり(在園児対象)を順次充実(①3歳児からの預かり、②午後4時までの預かり、③水曜日の預かり、④夏休み等長期休暇時の預かり)することで、2号認定のニーズに応える体制を確保する。		

単位(人)

彦根市全域	実績	実施時期				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①量の見込(必要利用定員総数)	1,745	2,045	2,045	2,045	2,045	2,045
うち教育希望が強い		228	228	228	228	228
②確保の方策	特定教育・保育施設	1,573	1,573	1,593	1,663	2,045
うち公立幼稚園		0	0	0	0	272
②-①		△472	△472	△452	△382	0

※民間による保育所、認定こども園の整備が行われないことを前提とします。



見直し後(プラン)

【2号認定：3-5歳（保育の必要性あり・教育希望が強い）】

単位(人)

事業内容	保育所、認定こども園	提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	公立幼稚園の認定こども園への移行と公立幼稚園での一時預かり(在園児対象)を順次充実(①3歳児からの預かり、②午後4時までの預かり、③水曜日の預かり、④夏休み等長期休暇時の預かり)するほか、民間保育所の整備を行うことで、2号認定のニーズに応える体制を確保する。 ・平成30年度 民間保育所1園開設予定		

彦根市全域	実績	実績	見込み	見込み		
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①量の見込(必要利用定員総数)	1,745	1,767	1,839	1,763	1,973	1,973
うち教育希望が強い		—	—	—	—	—
②確保の方策	特定教育・保育施設	1,763	1,824	1,756	1,760	1,973
うち公立幼稚園		0	0	0	0	213
②-①		△4	△15	△7	△213	0

※民間による保育所、認定こども園の整備が行われないことを前提とします。

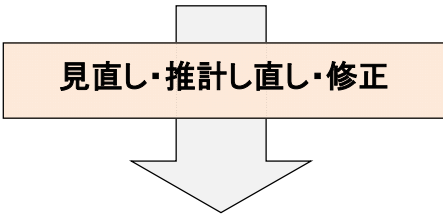
現行計画 (プラン)

【3号認定：0-2歳 (保育のみ)】

事業内容	保育所、認定こども園、地域型保育事業	提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	公立幼稚園の老朽化に伴う整備更新や、待機児童対策としての増築に併せて、認定こども園に移行し、見込み量を確保する。		

単位(人)

彦根市全域			実績		実施時期									
			平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年	
① 量の 見込	必要利用定員総数		842		955		955		955		955		955	
	0歳児	1・2歳児	107	735	167	788	167	788	167	788	167	788	167	788
保育利用率 <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>			26.4%		29.9%		30.2%		30.4%		30.7%		31.1%	
② 確保の 方策	特定教育・保育施設総数		/		842		842		882		962		1,042	
	0歳児	1・2歳児	/	/	107	735	107	735	116	766	149	813	167	875
②-①	②-①総数		/		△113		△113		△73		7		87	
	0歳児	1・2歳児	/	/	△60	△53	△60	△53	△51	△22	△18	25	0	87



見直し後(プラン)

【3号認定：0-2歳 (保育のみ)】

事業内容	保育所、認定こども園、地域型保育事業	提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	公立幼稚園の認定こども園化や、民間保育所・地域型保育事業等の整備により3号認定のニーズに応える体制を確保する。 ・平成30年度 民間保育所1園開設予定 ・地域型保育事業所3園の整備を想定		

単位(人)

彦根市全域			実績		実績		見込み		見込み					
			平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年	
① 量の 見込	必要利用定員総数		842		864		901		942		952		955	
	0歳児	1・2歳児	107	735	93	771	104	797	132	810	162	790	162	793
保育利用率 <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>			26.4%		27.4%		30.0%		31.2%		31.7%		31.7%	
② 確保の 方策	特定教育・保育施設総数		/		814		832		897		919		976	
	0歳児	1・2歳児	/	/	92	722	93	739	113	784	174	745	183	793
②-①	②-①総数		/		△50		△69		△45		△33		21	
	0歳児	1・2歳児	/	/	△1	△49	△11	△58	△19	△26	12	△45	21	0

(2)「3.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび提供体制の確保など (1)地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容およびその実施時期」(計画書 P84～)

●地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容およびその実施時期

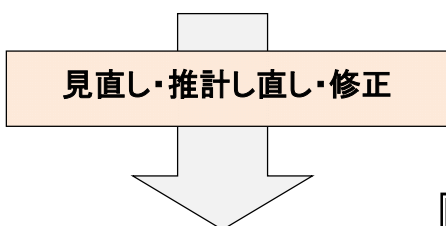
(計画書 P84)

現行計画(プラン)

1) 利用者支援事業

事業内容	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する。
確保体制	彦根市全域
確保方策の内容	子ども・子育て支援に係る情報提供や相談支援など、子育て支援課(福祉センター2階)で、利用者支援事業(基本型)を実施する。

彦根市全域	実績	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込(か所)	/	-	-	-	-	-
② 確保方策(か所)	/	1	1	1	1	1



見直し後(プラン)

1) 利用者支援事業

事業内容	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する。
確保体制	彦根市全域
確保方策の内容	子ども・子育て支援に係る情報提供や相談支援など、福祉センターおよびくすのきセンターで、利用者支援事業(特定型・母子保健型)を実施する。

彦根市全域	実績	実績		見込み	見込み	
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込(か所)	/	-	-	-	2	2
② 確保方策(か所)	/	1	2	2	2	2

(計画書 P84)

現行計画 (プラン)

2) 時間外保育事業 (延長保育事業)

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所において保育を実施する。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>○時間外保育事業(延長保育事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての保育所で延長保育を実施する。 ・量の見込みは、1園あたり45人と想定 $1,090 \text{人} \div 24 \text{園} \approx 45 \text{人}$ <p>【認定こども園の移行計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度以降、公立幼稚園を順次認定こども園に移行する。 ・平成29年度1園、平成30年度2園、平成31年度2園

彦根市全域	実績	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人)	1,090	1,125	1,125	1,170	1,260	1,350
②確保方策(人)	1,090	1,125	1,125	1,170	1,260	1,350
(実施保育所数)	24	25	25	26	28	30
②-①(人)	0	0	0	0	0	0

見直し・推計し直し・修正

見直し後(プラン)

2) 時間外保育事業 (延長保育事業)

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所において保育を実施する。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>○時間外保育事業(延長保育事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての保育所等で延長保育を実施する。 ・量の見込みは、保育所1園あたり35人($\approx 773 \text{人} \div 22 \text{園}$)、小規模保育事業所1園あたり1人と想定

彦根市全域	実績	実績		見込み	見込み	
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人)	1,090	898	776	913	948	951
②確保方策(人)	1,090	898	776	913	948	951
(実施保育所数)	24	25	23	29	30	33
②-①(人)	0	0	0	0	0	0

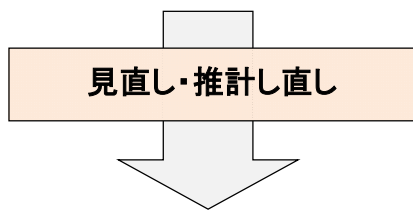
(計画書 P85)

現行計画 (プラン)

3) 放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>○放課後児童クラブ運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の状況に応じて、クラブ室として使用できるように余裕教室などに空調設備を設置するとともに、学校と施設を共有使用する。また、新たな施設の新築および現クラブ棟の改築を行い、定員を確保する。 ・放課後子ども教室については、総合的な観点から検討を重ねる。

彦根市全域		実績	実施時期				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人)	1～3年生	875	912	954	998	1,044	1,091
	4～6年生	43	281	281	281	284	281
②確保方策(人)	1～3年生	875	912	954	998	1,044	1,091
	4～6年生	43	78	246	281	284	281
②-①(人)		0	△203	△35	0	0	0



見直し後(プラン)

3) 放課後児童健全育成事業

彦根市全域		実績	実績		見込み	見込み	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人)	1～3年生	875	994	1,013	1,108	1,113	1,128
	4～6年生	43	47	201	247	284	281
②確保方策(人)	1～3年生	875	994	1,013	1,108	1,113	1,128
	4～6年生	43	47	201	247	284	281
②-①(人)		0	0	0	0	0	0

(計画書 P85)

現行計画 (プラン)

4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

事業内容	保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	○子育て支援短期利用事業 ・現在 2 施設と委託契約し実施しているが、今後委託先を増やし、利用ニーズに対応する。

彦根市全域	実績	実施時期				
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(人日)	0	32	32	32	31	31
②確保方策(人日)	0	32	32	32	31	31
②-①(人日)	0	0	0	0	0	0

見直し・文言修正

見直し後(プラン)

4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

事業内容	保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	○子育て支援短期利用事業 滋賀県子どもと家族を守る家との委託契約を行ったことから、ニーズとのマッチングを行い支援の実施につなげる。

彦根市全域	実績	実績		見込み	見込み	
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込(人日)	0	0	0	32	31	31
② 確保方策(人日)	0	0	0	32	31	31
③ ①(人日)	0	0	0	0	0	0

(計画書 P87)

現行計画 (プラン)

7) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>○地域子育て支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設である子どもセンター、彦根乳児保育所ともに、受入体制を充実させ、年次的な増を図る中で、最終年度では当初の約3倍増を図る。 ・新たに1拠点施設を平成29年度に開設し、受け入れの拡大を行う。

彦根市全域	実績	実施時期				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人日)	1,344	4,699	4,651	4,620	4,571	4,515
②確保方策(人日)	1,344	2,220	2,770	3,780	4,400	4,515
(実施箇所)	2	2	2	3	3	3
②-①(人日)	0	△2,479	△1,881	△840	△171	0

見直し(文言修正)

見直し後(プラン)

7) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>○地域子育て支援拠点事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設である子どもセンター等の受入体制を充実させ、年次的な増を図る中で、最終年度では当初の約3倍増を図る。 ・平成29年度までに3か所の拠点施設とし、受け入れの拡大を行う。

彦根市全域	実績	実績		見込み	見込み	
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込(人日)	1,344	880	1,352	4,620	4,571	4,515
②確保方策(人日)	1,344	880	1,352	3,780	4,400	4,515
(実施箇所)	2	2	<u>3</u>	3	3	3
②-①(人日)	0	0	0	△840	△171	0

8) 一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>【幼稚園での預かり保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立・私立すべての幼稚園で一時的預かりを実施する。 ・対象児童は、池州分園は4・5歳児のみとし、その他は3～5歳児で実施する。 ・1園あたりの利用人数 平成27・28年度 週4日×39週×10人 1,560人日 平成29・30年度 週5日×39週×10人 1,950人日 平成31年度 週5日×39週×12人 2,340人日 <p>【幼稚園における預かり保育以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり等事業 <ul style="list-style-type: none"> ・1園あたり利用者数 ・週5日×52週×1日2人 年間520人日利用として算出 ・平成28年度 公立保育所2園で実施 ○湖東定住自立圏ファミリー・サポート・センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ・年間288人日(平成25年度実績値) <p>【認定こども園の移行計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度以降、公立幼稚園を順次認定こども園に移行する。 ・平成29年度1園、平成30年度2園、平成31年度2園 ・「一時預かり等事業」は平成29年度以降公立幼稚園の認定こども園への移行に伴い実施する。

彦根市全域			実績	実施時期				
			平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込(人日)	1号認定	3,527	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
		2号認定		16,270	16,270	16,270	16,270	16,270
	②確保方策(在園児対象型)(人日)		3,527	18,720	18,720	21,450	19,305	19,110
	(実施箇所)		12	12	12	11	9	7
②-①(人日)			0	300	300	3,030	885	690
一時預かり(その他)	①量の見込(人日)		3,300	12,192	12,192	12,192	12,192	12,192
	一時預かり事業(保育所での一時預かり事業)		3,012	9,360	10,400	10,920	11,960	13,000
	実施保育所		18	18	20	21	23	25
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)		288	288	288	288	288	288
	②確保方策(人日)		3,300	9,648	10,688	11,208	12,248	13,288
	②-①(人日)		0	△2,544	△1,504	△984	56	1,096

見直し(推計し直し・修正)

見直し後(プラン)

8) 一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う。
提供体制	彦根市全域
確保方策の内容	<p>【幼稚園での預かり保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立・私立すべての幼稚園で一時預かりを実施する。 ・1園あたりの利用人数 平成 29～31 年度 週 5 日×39 週×11 人 2,145 人日 <p>【幼稚園における預かり保育以外】</p> <p>○一時預かり等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1園あたり利用者数 ・週 5 日×52 週×1 日 2 人 年間 520 人日利用として算出 <p>○湖東定住自立圏ファミリー・サポート・センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間 288 人日(平成 25 年度実績値)

彦根市全域			実績	実績		見込み	見込み	
			平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込(人日)	1号認定	3,527	3,567	4,570	2,150	2,150	2,150
		2号認定		0	0	16,270	16,270	16,270
	②確保方策(在園児対象型)(人日)		3,527	3,567	4,570	19,305	19,305	19,305
	(実施箇所)		12	12	11	9	9	9
②-①(人日)			0	0	0	3,030	885	690
一時預かり(その他)	①の見込(人日)		3,300	2,682	2,046	12,192	12,192	12,192
	一時預かり事業(保育所での一時預かり事業)		3,012	2,405	1,856	10,920	11,960	13,000
	実施保育所		18	17	18	21	23	25
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)		288	277	190	288	288	288
	②確保方策(人日)		3,300	2,682	2,046	11,208	12,248	13,288
	②-①(人日)		0	0	0	△984	56	1,096

[見直し・推計し直し・修正 の考え方]

推計児童数の変更に伴う見込み量の修正、および、すでに整備した値が上回っている場合の見直し、確保策等の語句の修正等を行います。

(3)「4.「教育・保育環境の整備」に関する数値目標」（計画書 P91）

●「教育・保育環境の整備」に関する数値目標

指 標	現況 平成 25 年度	(当初)目標 平成 31 年度	(見直し後)目標 平成 31 年度
公立幼稚園からの認定こども園への移行園数	0 園	5 園	1 園
利用者支援事業実施箇所数	0 箇所	1 箇所	2 箇所
時間外保育事業(延長保育事業)実施保育所数 (認定こども園を含む。)	25 園	30 園	33 園
放課後児童クラブ受入児童数	918 人	1,372 人	1409 人
子育て短期支援事業(ショートステイ)受入施設数	2 箇所	3 箇所	7 箇所
乳児家庭全戸訪問の訪問割合	89.3%	100.0%	100.0%
養育支援訪問件数	1,313 件	1,410 件	1,410 件
地域子育て支援センターの整備	2 箇所	3 箇所	3 箇所
公立幼稚園(公立認定子ども園含む)における水曜日の預かり広場の実施	未実施	10 園	9 園
保育所における一時預かり事業の実施(認定こども園を含む。)	18 園	25 園	25 園
病児・病後児保育事業の実施	1 箇所	1 箇所	1 箇所
ファミリー・サポート・センター提供会員の確保	182 人	190 人	190 人
妊婦健康診査 受診回数	12,371 回	15,400 回	15,400 回

[見直し・修正 の考え方]

教育・保育環境の整備の数値目標は、先の見込み量等の見直しによって修正等を行った事業に関して、その整合を図ることから修正を行います。6 つの指標について修正を行っております。

4 第6章 指標 (現行の彦根市子ども・若者プランから変更となる部分のみ記載)

(1)「5 教育・保育環境の整備(再掲)」 (計画書 P94)

●教育・保育環境の整備 (再掲)

指標	現況 平成 25 年度	(当初)目標 平成 31 年度	(見直し後) 目標 平成 31 年度	説明
公立幼稚園からの認定こども園への移行園数	0 園	5 園	1 園	認定こども園への移行の進捗状況がわかります。
利用者支援事業実施箇所数	0 か所	1 か所	2 か所	利用者支援事業への取り組みの進捗状況がわかります。
時間外保育事業(延長保育事業)実施保育所数(認定こども園を含む)	25 園	30 園	33 園	時間外保育事業(延長保育事業)への取り組みの進捗状況がわかります。
放課後児童クラブ受入児童数	918 人	1,372 人	1409 人	放課後児童クラブのニーズに対する取り組みの実施状況がわかります。
子育て短期支援事業(ショートステイ)受入施設数	2 か所	3 か所	7 か所	子育て短期支援事業への取り組みの進捗状況がわかります。
乳児家庭全戸訪問の訪問割合	89.3%	100.0%	100.0%	乳児家庭の全戸訪問への取り組みの実施状況がわかります。
養育支援訪問件数	1,313 件	1,410 件	1,410 件	養育支援訪問への取り組みの実施状況がわかります。
地域子育て支援センターの整備	2 か所	3 か所	3 か所	地域子育て支援センターの整備への進捗状況がわかります。
公立幼稚園(公立認定こども園含む)における水曜日の預かり広場の実施	未実施	10 園	9 園	水曜日の預かり広場の実施への取り組みの進捗状況がわかります。
保育所における一時預かり事業の実施(認定こども園を含む)	18 園	25 園	25 園	一時預かり事業への取り組みの進捗状況がわかります。
病児・病後児保育事業の実施	1 か所	1 か所	1 か所	病児・病後児保育事業への取り組みの実施状況がわかります。
ファミリー・サポート・センター提供会員の確保	182 人	190 人	190 人	提供会員の確保への取り組みの進捗状況がわかります。
妊婦健康診査 受診回数	12,371 回	15,400 回	15,400 回	妊婦健康診査の受診回数の状況がわかります。

[見直し・修正 の考え方]

教育・保育環境の整備(再掲)の数値目標は、先の見込み量等の見直しによって修正等を行った事業に関して、その整合を図ることから修正を行います。6つの指標について修正を行っております。

[参考資料]

～市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方(作業の手引き)【改訂版】より～

●見直しの要否の基準(「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」の解釈等)

基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」としているところ、平成 28 年4月1日時点の支給認定区分ごと(3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと。以下同じ。)の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合(実績値/量の見込み \leq 90%、 $110\% \leq$ 実績値/量の見込みとなる場合)には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる。

また、10%以上のかい離がない場合についても、

- ② 平成 29 年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合 又は、
- ③ 既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

には、「大きくかい離している場合」に準じて、見直しを行うものとする。

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には、見直しを行わないこともできる。また、上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない(女性就業率の更なる上昇に伴い、保育利用率の上昇が見込まれる場合や実績値 $>$ 量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい)。

(参考)

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給
付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(平成二十六年内閣府告示第百五十九号)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

(略)

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の(一)又は四の二の(一)により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

彦根市子ども・若者プラン

【中間年の見直し】

平成 29 年度

(平成 30 年 3 月発行)

発行 彦根市

〒522-0041 滋賀県彦根市平田町 670 番地

電話 0749-49-2251

FAX 0749-26-1768